

2021年5月14日

バーレーン2021アジアユースパラ競技大会水泳競技  
派遣選手及び派遣役員等推薦方針

一般社団法人日本パラ水泳連盟

1. バーレーン2021アジアユースパラ競技大会（以下「本大会」という。）水泳競技チームは、次世代日本代表として競技力が期待できる者であって、礼儀と規律を遵守し、健康で元気ある日本の代表に相応しく、他の参加国との友好と親善に寄与できる選手及び役員をもって編成するものとし、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）へ推薦する。
2. 推薦にあたっては、選考委員会を設置して選考する。  
なお、ユース等育成選手規程第1条第2項に定める「日時を定めた競技会での選考方式」は新型コロナウイルスの影響から実施できない可能性があるため、採用しない。
3. 推薦選手の選考にあたっては、本大会を、2024年及び2028年開催のパラリンピック競技大会など次世代の水泳競技を担う選手の登竜門として位置づけ、将来を期待できる選手を推薦する。具体的には次の条件を満たす者の中から選考し、推薦する。
  - (1) 大会組織委員会が定める「バーレーン2021アジアユースパラ競技大会」の参加資格及びJPCが定める派遣選手選考基準を満たす者
  - (2) 定められたJPCへ推薦をする期限までに、本連盟強化指定選手、育成指定選手又はJ-STAR選手の指定を受けている者
  - (3) 次世代日本代表となるため、自己の目標とそれに至る計画及び評価指標など自己競技力向上戦略プランを提示できる者
  - (4) 本大会出場にあたりクラス分けの受検が必要になる者は、クラス分けに必要な書類の提出及び泳力の証明ができる者（例えば、クラス分けで軽度な障がい者はS種目及びSB種目をそれぞれ100m以上泳げることとされている。）
  - (5) 渡航を含む海外での集団生活における自己管理ができること及び医学的観点から日本代表選手として推薦できる者
4. 役員の推薦にあたっては、2024年及び2028年開催のパラリンピック競技大会に向けて本連盟への貢献を期待できること及び本連盟のコンプライアンス規程を遵守し、選手へのコーチングやサポートに熱意を持ってあたることのできる者の中から推薦する。
5. 不服申し立て  
推薦結果について不服申し立てをする者は、発表後2週間以内に登録団体責任者を經由して当事者本人より、理由を記載した書面と審査費用3万円を添えて理事長あて提出するものとする。不服申し立てが認められた場合において審査費用は返還される。なお、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁は、それに従う。